

2023年4月13日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまへの
入院給付金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）は、2023年5月8日（月）以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下「みなし入院」）を収束いたします。

2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象外となります。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 >

変更前		変更後
診断日 2022年9月25日以前	診断日 2022年9月26日～2023年5月7日	診断日 2023年5月8日以降
お支払い対象	以下の重症化リスクが高い方 ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与 または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ・妊婦の方	お支払い対象外 ※病院または診療所に入院 された場合はお支払い対象

< 見直しの背景等 >

2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

当該位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。そのため、上記のとおり、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象の特別取扱を見直すこととしました。

上記特別取扱の背景は、過去のニュースリリースをご参照ください。

- 「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまへの入院給付金のお支払いについて
<https://www.nw-life.co.jp/news/release/pdf/n220920.pdf>

なお、今般の特別取扱の見直しは、政府による新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施します。上記取扱変更について変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

<ご請求にあたってのお願い>

当社では、「My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）」をご請求時の必要書類としています。厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所への発生届出・入力となされている場合には同年9月末まで利用可能と発表されておりますが、同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願いいたします。

（ご参考）災害死亡保険金等について

災害死亡保険金等の特別取扱については、これまで通り変更ありません。
詳細につきましては、過去のニュースリリースをご参照ください。

- 「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等の特別取り扱いについて
<https://www.nw-life.co.jp/news/release/pdf/n200430.pdf>

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

以上